資　料　編

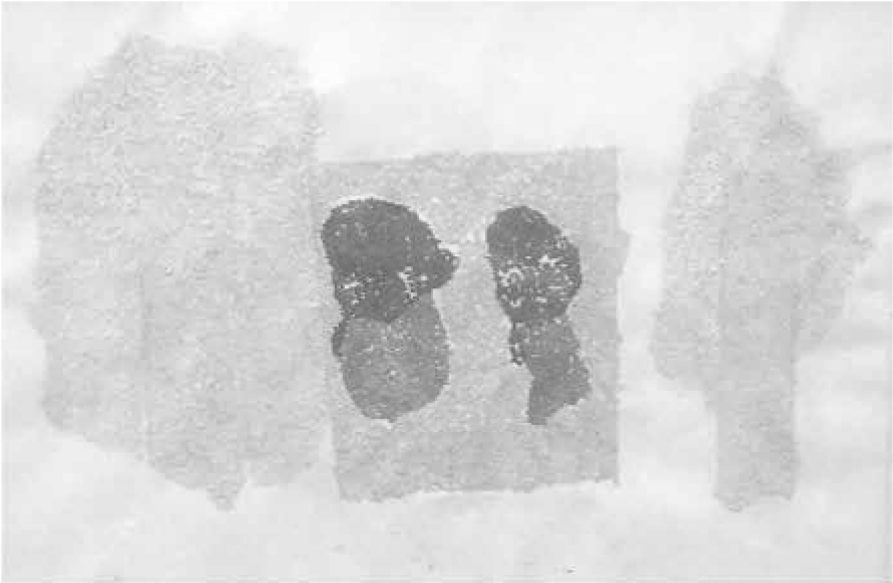

平成２９（２０１７）年１２月に開催された
第８回埼玉県障害者アート企画展
「うふっ❤埼玉でこんなのみつけちゃった♪」出展作品

グループホーム清久　佐藤（さとう）　みや子（こ）さん

1　策定経過

年月日	会議名等	審議内容
平成 28（2016）年 9 月 26 日～ 10 月 14 日	アンケート調査	障がい者調査、市民調査
平成 29（2017）年 5 月 12 日	第 1 回久喜市障がい者計画策定庁内会議	(1) 久喜市障がい者計画・障がい福祉計画について (2) 久喜市障がい者計画・障がい福祉計画策定スケジュールについて (3) 手話に関する施策を推進するための推進方針について
平成 29（2017）年 5 月 15 日～ 5 月 26 日	団体ヒアリング調査	6 日間に計 16 団体を対象に実施
平成 29（2017）年 7 月 14 日	第 1 回久喜市障がい者施策推進協議会	(1) 第２次久喜市障がい者計画・第５期久喜市障がい福祉計画・第１期久喜市障がい児福祉計画策定のための団体ヒアリングの実施結果について (2) 第２次久喜市障がい者計画・第５期久喜市障がい福祉計画・第１期久喜市障がい児福祉計画の骨子案について (3) 第４期久喜市障がい福祉計画の進捗状況について (4) 手話に関する施策を推進するための方針の策定について
平成 29（2017）年 7 月 28 日	第 1 回久喜市障がい者計画策定庁内会議検討部会	(1) 第２次久喜市障がい者計画・第５期久喜市障がい福祉計画・第１期久喜市障がい児福祉計画の策定について (2) 第２次久喜市障がい者計画・第５期久喜市障がい福祉計画・第１期久喜市障がい児福祉計画の策定スケジュールについて (3) 久喜市障がい者計画に掲載された施策の実施状況及び第２次久喜市障がい者計画施策体系（案）について (4) 手話に関する施策を推進するための推進方針について
平成 29（2017）年 8 月 18 日	第 2 回久喜市障がい者施策推進協議会	(1) 第４期久喜市障がい福祉計画の進捗状況について (2) 第２次久喜市障がい者計画（素案）について

年月日	会議名等	審議内容
平成 29（2017）年 9 月 29 日	第２回久喜市障がい者計画策定庁内会議検討部会	(1) 第２次久喜市障がい者計画・第５期久喜市障がい福祉計画・第１期久喜市障がい児福祉計画の素案について (2) 計画策定に係る今後のスケジュールについて (3) 第２次久喜市障がい者計画・第５期久喜市障がい福祉計画・第１期久喜市障がい児福祉計画（案）に対する意見募集の実施について (4) 久喜市手話言語懇談会からの提案について
平成 29（2017）年 10 月 11 日	第２回久喜市障がい者計画策定庁内会議	同上
平成 29（2017）年 10 月 19 日	第３回久喜市障がい者施策推進協議会	(1) 第２次久喜市障がい者計画・第５期久喜市障がい福祉計画・第１期久喜市障がい児福祉計画の素案について (2) 第２次久喜市障がい者計画・第５期久喜市障がい福祉計画・第１期久喜市障がい児福祉計画（案）に対する意見募集の実施について (3) 久喜市手話言語懇談会からの提案について
平成 29（2017）年 11 月 28 日～ 12 月 27 日	市民意見提出制度による意見募集（パブリック・コメント）	意見書提出：２人（12 件）
平成 30（2018）年 1 月 15 日	第３回久喜市障がい者計画策定庁内会議	(1) 第２次久喜市障がい者計画・第５期久喜市障がい福祉計画・第１期久喜市障がい児福祉計画（案）に対する意見募集の実施結果について (2) 久喜市手話言語懇談会からの提案について
平成 30（2018）年 1 月 23 日	第４回久喜市障がい者施策推進協議会	(1) 第２次久喜市障がい者計画・第５期久喜市障がい福祉計画・第１期久喜市障がい児福祉計画（案）に対する意見募集の実施結果について (2) 第２次久喜市障がい者計画・第５期久喜市障がい福祉計画・第１期久喜市障がい児福祉計画（案）について (3) 久喜市手話に関する施策を推進するための方針の策定について

２　策定体制

（１）久喜市障がい者施策推進協議会

①久喜市障がい者施策推進協議会条例

平成２２年３月２３日
条例第１３５号
改正　平成２４年１０月１日条例第３４号

（設置）
第１条　本市における障がい者に関する施策の推進を図るため、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第３６条第４項の規定に基づき、久喜市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）
第２条　協議会は、委員２０人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　公募による市民
（２）　障がい者の福祉の向上を目的とする団体に属する者
（３）　障がい者の福祉に関する事業に従事する者
（４）　関係行政機関の職員
（５）　学識経験を有する者
３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第３条　協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第４条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第１回目の会議は、市長が招集する。
２　協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）
第５条　協議会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

（委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。

附　則（平成２４年１０月１日条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。

②委員名簿

◎会長　○副会長

区　分	番号	氏名（敬称略）	所属・役職
1号委員 （公募）	1	奥澤（おくざわ）　彰（あきら）	公募による市民
	2	小林（こばやし）　芽美（めみ）	
	3	神（じん）　博孝（ひろたか）	
	4	鈴木（すずき）　美穂（みほ）	
	5	関根（せきね）　久夫（ひさお）	
	6	奈良（なら）　千鶴（ちづ）	
2号委員 （障がい者団体）	7	赤池（あかいけ）　勝夫（かつお）	久喜市久喜身体障害者福祉会　会長
	8	○ 押田（おしだ）　憲一郎（けんいちろう）	久喜市菖蒲町身体障害者福祉会　会長
	9	桜井（さくらい）　直美（なおみ）	久喜市栗橋手をつなぐ育成会　会長
	10	中城（なかじょう）　惠里（えり）	わかちあいるーむ　共同世話人
	11	小林（こばやし）　聖司（せいじ）	久喜市聴覚障害者協会　事業部長
3号委員 （福祉事業者）	12	山路（やまじ）　久彦（ひさひこ）	社会福祉法人　みぬま福祉会 埼葛北障害者生活支援センターきらら　責任者
	13	松本（まつもと）　雅年（まさとし）	社会福祉法人 啓和会 久喜市ゆうあい 施設長
	14	戸部（とべ）　阜姫（さき）	医療法人　大壮会 埼葛北障害者生活支援センターベルベール 相談支援専門員
	15	野口（のぐち）　扶美恵（ふみえ）	社会福祉法人　久喜市社会福祉協議会 地域福祉課課長補佐兼在宅支援係長
	16	宮原（みやはら）　静枝（しずえ）	特定非営利活動法人あんご工房　代表理事
4号委員 （関係行政機関）	17	末吉（すえよし）　幸人（ゆきひと）	埼玉県立久喜特別支援学校　校長
	18	久保田（くぼた）　博（ひろし）	埼玉県立騎西特別支援学校　教頭
	19	守屋（もりや）　晃子（あきこ）	春日部公共職業安定所　外国人労働者専門官
5号委員 （学識経験者）	20	◎ 櫻井（さくらい）　邦夫（くにお）	高崎健康福祉大学講師

（２）久喜市障がい者計画策定庁内会議

①久喜市障がい者計画策定庁内会議設置規程

平成２３年４月２１日
訓令第１４号
改正　平成２４年３月９日訓令第１８号

（設置）
第１条　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項の規定に基づき策定する久喜市障がい者計画（次条及び第５条において「計画」という。）に関する事項を調査及び検討するため、久喜市障がい者計画策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第２条　庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）　計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
（２）　その他障がい者施策に必要な事項に関すること。

（組織）
第３条　庁内会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。
２　議長は、福祉部長の職にある者を、副議長は、福祉部障がい者福祉課課長（以下「障がい者福祉課長」という。）の職にある者を、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（議長、副議長及び委員）
第４条　議長は、会務を総理し、庁内会議を代表する。
２　副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
３　委員は、自らが庁内会議に出席することができないときは、当該委員が属する部に所属する職員で、当該庁内会議の審議事項について実質的に判断をすることができる職員を自己に代えて当該庁内会議に出席させることができる。

（会議）
第５条　庁内会議は、議長が招集し、主宰する。
２　議長は、計画の策定に関し、必要と認めるときは、委員以外の関係者を出席させ、その者から意見を聴くことができる。

（検討部会）
第６条　第２条各号に掲げる事項について、必要な調査、研究及び課題の整理をするため、庁内会議に検討部会を置くことができる。
２　検討部会は、障がい者福祉課長が招集し、その議長となる。

（庶務）
第７条　庁内会議の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

（その他）
第８条　この訓令に定めるもののほか、庁内会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年３月９日訓令第１８号）

この訓令は、公布の日から施行する。
ただし、別表の改正規定は、平成２４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

総務部	人事課長
	企画政策課長
	人権推進課長
市民部	生活安全課長
	消防防災課長
福祉部	社会福祉課長
	介護福祉課長
	子育て支援課長
	保育課長
健康増進部	健康医療課長
	中央保健センター所長
建設部	都市整備課長
教育部	学務課長
	指導課長
	生涯学習課長

3　用語解説集

用語		内容
あ行	医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族等が日常的に行っている医療的介助行為のことで、医師が行う「医療行為」と区別してこのように呼ばれている。
	インクルーシブ教育	障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。
	エスコートゾーン	「視覚障害者用道路横断帯」と呼ばれ、視覚障がい者に横断方向を誘導するための横断歩道中央に設けられる突起帯のこと。
	ＮＰＯ	Non-Profit Organization の略語。営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全など様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体のこと。
	遠隔手話通訳サービス	手話を必要とする人（聴覚障がい者）と市職員との間で、手話によるコミュニケーションを行う時、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳者と画面越しに手話通訳を行い、コミュニケーションをとる仕組みのこと。
か行	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を果たす機関として、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村または当該業務の実施の委託を受けた者が設置できる。

用語		内容
か行	高次脳機能障がい	病気や交通事故などさまざまな原因で脳に損傷を受けたために、記憶や言語、行動等に生じる障がいのこと。新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況に合った適切な行動ができなくなり生活に支障をきたすことがある。
	合理的配慮	障がいのある人が直面するさまざまな社会的障壁を取り除くための個別の調整や変更のこと。障がいのある人から必要としている旨の意思の表明があり、実施に伴う負担が過重でないとき、その提供は行政機関等の法的義務、事業者の努力義務とされている。
	雇用率（障がい者雇用率）	常用雇用者数に占める障がい者の割合のこと。障がい者が地域の一員として普通に生活できる共生社会の実現に向けて、全ての事業者には法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務がある。法定雇用率は、平成３０（２０１８）年４月から民間企業で２．２％、国、地方公共団体等で２．５％、都道府県等の教育委員会では２．４％になる。
さ行	災害時要援護者	災害時に自力で避難することが困難な障がい者や高齢者、妊産婦、幼児及び日本語が堪能でない外国人のこと。
	埼玉県福祉のまちづくり条例	高齢者や障がい者をはじめ、全ての県民が安全で快適に生活できる社会環境を目指して、平成７（１９９５）年に制定された条例。この条例では、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進等を図るため、県等の責務、整備基準の遵守（じゅんしゅ）義務などを定めるとともに、生活関連施設の整備にあたっての届出などの手続きを定めている。

用語		内容
さ行	支援籍学級	ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障がいのある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、必要な支援を在籍する学校または学級以外で行うための仕組みのこと。①小・中学校の通常の学級で支援を受ける場合、②小・中学校の特別支援学級で支援を受ける場合、③特別支援学校で支援を受ける場合の３つの形態がある。
	自主防災組織	自治会などの地域住民によって構成される地域住民組織のこと。災害が発生した時には、初期消火や避難誘導などの活動を自主的に行うとともに、避難所運営の主体となる。
	重度心身障がい	障がいの種別に関わらず２つ以上の障がいのある「重複障がい」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複する場合を指す。
	手話	耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え会話をするときに、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する独自の語彙（ごい）と文法体系を持つ言語のこと。
	手話言語条例	手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人もしない人も全ての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会を実現することを目指す条例。久喜市では、平成２９（２０１７）年３月に「久喜市手話言語条例」を制定した。
	手話通訳者	久喜市では、手話通訳士の資格を有する方、手話通訳者全国統一試験に合格している方、久喜市手話通訳者養成講習会の修了者を対象に登録手話通訳者選考試験を実施し、合格者を久喜市手話通訳者として登録している。

用語		内容
さ行	障害支援区分	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、障がい者等に対する介護給付の必要度を表す６段階の区分のこと。生活や障がいの状況についての８０項目にわたる面接調査を市町村職員または相談支援事業者が行い、その結果に基づいてコンピュータによる一次判定、市町村審査会による二次判定を行って決定される。
	障がい者就業・生活支援センター	雇用、保険、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な支援をする施設のこと。
	障がい者就労支援センター	障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供し、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るよう支援する施設のこと。
	ジョブコーチ（職場適応援助者）	就職または職場への定着に際して課題がある障がい者に対して、事業所へ一定期間ジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣して、引き続き職場で安定して働くことができるよう、障がい者本人だけでなく家族や事業主、同僚に対して支援を行う人のこと。
	自立支援協議会	地域生活支援事業の一つで、相談支援事業をはじめとする地域の障がい者福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場のこと。久喜市では、埼葛北地区４市２町（久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）共同で設置していたが、平成３０（２０１８）年４月から久喜市単独の協議会を設置する予定。
	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、学校と家庭と福祉関係機関との連携を図るために配置される職員のこと。

用語		内容
さ行	成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などのために判断能力が十分ではない人の権利を守り、支援するための制度のこと。本人が契約を結ぶ場合などに本人に代わってそれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人を家庭裁判所が選任することによって、本人の判断能力を補うなどの支援を行う。
	ソーシャルインクルージョン	人と人との新しいつながりを求めて、障がいのある人もない人も全ての人が社会の構成員として互いに包み支え合う社会をつくるという考え方のこと。
	ソーシャルワーカー	日常生活や社会生活にさまざまな困難を抱える人のために、問題解決のための援助を提供する専門職のこと。
た行	地域包括ケアシステム	介護や支援が必要であったり、疾患を抱えていても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援等を一体的に提供する仕組みのこと。
	地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるための施設。さまざまな機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）と地域において機能を分担して担う「面的整備型」などがある。
	地域生活支援事業	市町村の創意工夫によって利用者の状況に応じて柔軟に実施される事業のこと。相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業などの必須事業と、社会参加支援など地域の実情に合わせて実施する任意事業がある。

用語		内容
た行	点字	紙面等に突起した点を一定の方式で組み合わせて表した、視覚障がい者用の記号文字のこと。縦３点、横２点の６点の各点の組み合わせによってできる６３種類を基本に点字組織を形成する。点字に対して、印刷された文字や手書きの文字は墨字（すみじ）と言い、墨字で書かれたものを点字に翻訳することを点訳という。
	特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。特別支援学校だけでなく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の通常の学級に在籍する発達障がいの子どもも含め、障がいにより特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施される。
な行	難病	発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもののこと。３３０の疾病が指定難病に指定され、医療費助成等の対象となっている。
	ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会で普通の生活を送れるような条件を整え、共に生きる社会こそがノーマルであるという考え方。
	ノンステップバス	車両の一部分あるいは全体について、床の高さを下げ、床面までのステップをなくしたバス。歩道をかさ上げすることにより、ほぼ平面移動でバスに乗降可能となる。
は行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥・多動性障がい（ＡＤＨＤ）、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発生する障がいのこと。平成２２（２０１０）年の障害者自立支援法改正により障がい者の範囲に含まれることが明文化された。

用語		内容
は行	バリアフリー	障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する用語。建築内の段差など、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近ではより広い意味で用いられてきている。
	ピア・カウンセリング	ピア（Peer）とは社会的、法的に同等・対等な人、仲間、同僚などの意味。ピア・カウンセリングとは、障がいのある人など課題や問題を抱える当事者自身がカウンセラーとなり、同じ障がいのある人など同じ立場や状況にある人に対して相談援助活動をすること。
	ピア・サポート	同じ課題や問題、不安があり、同じような立場にある人が互いに支え合う活動のこと。
	福祉オンブズパーソン	サービス利用者の権利を守り、より良いサービスの提供を目指すために、利用者等からの苦情申し立てを受け、調査により必要と判断したときは、市または事業者に対し、意見表明や是正勧告・制度の改善について提言する専門家のこと。久喜市では、健康・福祉関係の専門家（学識経験者）と法律の専門家（弁護士）に委嘱している。
	フレンドシップ学級	就労している知的障がい者の余暇活動を支援するとともに、相互の交流を深め、自主的な社会参加を図るため、市が実施している事業のこと。
	ほじょ犬	身体障害者補助犬法に基づき、障がい者の生活を補助するため特別に訓練された犬のこと。視覚障がい者の外出を支援する「盲導犬」、肢体不自由者の生活動作をサポートする「介助犬」、聴覚障がい者に音を知らせる「聴導犬」がいる。
	ボランティアセンター	ボランティア活動の地域における拠点として、①ボランティア活動の相談、登録、あっせん、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進する機関のこと。久喜市では、久喜市社会福祉協議会内に設置されている。

用語		内容
や行	ユニバーサルデザイン	障がいのある人をはじめ、誰にでも使いやすいように製品や生活環境をデザインする考え方のこと。ハンディのある人にとって便利なものは、万人にとっても便利なものになり得るという考え方を前提として、普遍性を強調した概念のこと。
	要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つであり、話し手の発言内容を要約して筆記することで聴覚障がい者に伝えるもの。紙に手書きで要約した内容を記載するノートテイクや、パソコンで要約文を入力してビデオプロジェクターで投影する方法などがある。
ら行	ライフステージ	出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、定年退職などの人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分のこと。
	リハビリテーション	能力低下やその状態の改善を図ることで、障がい者の社会的統合を実現するあらゆる手段のこと。障がい者が環境に適応するための訓練を行うことだけでなく、障がい者の社会的統合を促すために環境や社会に手を加えることも含んでいる。
わ行	ワンストップ	１箇所で用事などを済ますことができること。特に行政の窓口などを一元化して、さまざまな相談や手続等を１箇所で受け付けられるようにすること。

本書に掲載した作品の紹介

ページ	作品	氏名	利用施設・事業所
表紙	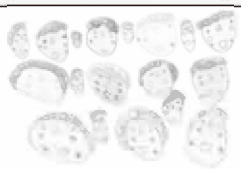 題名：『おともだち』	島村（しまむら）　利一（としかず）さん	久喜市あゆみの郷
1	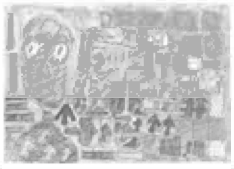	新井（あらい）　貴道（たかみち）さん	久喜市いちょうの木
9	 題名：『美術館の絵』	利根川（とねがわ）　美代子（みよこ）さん	久喜けいわ
７５	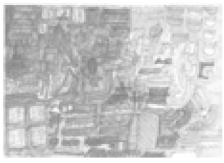	新井（あらい）　貴道（たかみち）さん	久喜市いちょうの木
８５	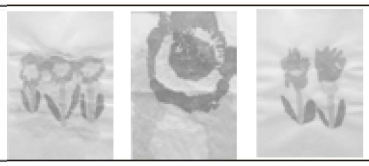	佐藤（さとう）　みや子（こ）さん	グループホーム清久
１２５	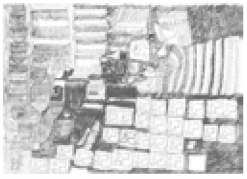	新井（あらい）　貴道（たかみち）さん	久喜市いちょうの木
１２７	 題名：『アベック』	利根川（とねがわ）　美代子（みよこ）さん	久喜けいわ
１３７		佐藤（さとう）　みや子（こ）さん	グループホーム清久

※平成２９年度キックオフ展「うふっ❤埼玉でこんなのみつけちゃった♪」及び第８回埼玉県障害者アート企画展「うふっ❤埼玉でこんなのみつけちゃった♪」から、市内の福祉施設・事業所の利用者による作品を掲載しました。

第２次久喜市障がい者計画
第５期久喜市障がい福祉計画
第１期久喜市障がい児福祉計画

平成３０（２０１８）年３月

〒346-8501　埼玉県久喜市下早見 85-3
電　話　0480-22-1111（代）
ＦＡＸ　0480-23-0699
E-mail　shogaifukushi@city.kuki.lg.jp
ＵＲＬ　http://www.city.kuki.lg.jp/

久喜市の花　コスモス

久喜市の木　イチョウ

リサイクル適性Ⓐ

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しております。

○リサイクル適正の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。